

平成 27 年 8 月 5 日

横浜市金沢区長 國原 章弘 様

横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会
委員長 後藤 彰

横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記結果について、平成 24 年 3 月 22 日金地振第 1582 号「横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱」第 10 条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市金沢スポーツセンター

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 8 月

1 経緯

横浜市金沢スポーツセンターの第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員

委員長	後藤 彰	（日本体育大学 准教授）
委員	青木 伸一	（金沢区民生委員児童委員協議会会長）
	高麗 宣二	（金沢区スポーツ推進委員連絡協議会 前会長）
	佐野 ちあき	（税理士）
	長谷川 典代	（金沢区保健活動推進員会副会長）

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴人3名） 1 委員長の選出について 2 委員会の公開について 3 公募要項及び業務の基準について 4 選定スケジュールについて 5 評価基準項目について	平成27年4月28日（火）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年5月12日（火） ～7月2日（木）
現地見学会兼公募説明会 ※申込は、5月29日（金）正午まで （申込6団体、11名）	平成27年6月1日（月）
公募に関する質問受付（3団体、31問）	平成27年6月1日（月） ～6月8日（月）
公募に関する質問回答	平成27年6月16日（火）
応募書類の提出（1団体）	平成27年7月1日（水） ・7月2日（木）
◆第2回選定委員会 1 公開プレゼンテーション（傍聴人4名） 2 審査	平成27年8月4日（火）

◆は選定委員会

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市金沢スポーツセンター第3期指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で、平均点を取って委員会としての点

数としました。また、その他特記加点・減点事項の平均加減 10 点をもって評価に加える事ができることとしました。

項 目	審査の視点	配点
1 安定的な経営姿勢・運営実施体制について（様式 8）		15
(1) 施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。	
(2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示されているか。	
2 施設の平等・公平な利用の確保（様式 9）		5
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、障害児者や高齢者などへの配慮について示されているか。	
3 コンプライアンス（様式 10）		5
(1) 関連法令の遵守体制	指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制について示されているか。	
4 施設の効用の最大限発揮（様式 11）		25
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	
(2) 広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策について示されているか。	
(3) スポーツ教室等の計画	スポーツ教室等の事業計画について示されているか。	
(4) 自主事業の計画	具体的な自主事業計画を示されているか。	
(5) 業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。	
5 管理運営経費（様式 12）		15
(1) 効率的な管理運営	コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について示されているか。	
(2) 事業予算の計画	事業収支計画の根拠資料等が詳細に示されているか。	
(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	
6 施設管理（様式 13）		5
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の点検・修繕計画及びその予算について示されているか。清掃、外構植栽の管理や地球温暖化対策等について示されているか。	
7 安全管理（様式 14）		10

	(1) 平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業体全体の危機管理体制について示されているか。	
	(2) 緊急時の体制	緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。	
8	地域との協力（様式 15）		15
	(1) 地域支援	地域におけるスポーツ振興事業の取組について示されているか。	
	(2) 地域連携	地域連携に対する取組について示されているか。	
	(3) 地域貢献	地域貢献に対する取組について示されているか。	
9	モニタリング（様式 16）		5
	(1) 自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示されているか。	
10	その他（様式 17）		±10
	(1) 特筆すべき提案	上記項目に加えて、その他特筆すべき提案があるか	
	(2) 前期指定管理業務の実績	前期指定管理期間における実績が優れているか	
	合 計		100 (±10)

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 16 ページ 9 公募及び選定に関する事項（5）応募条件等について】

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) オークの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
 (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 応募団体（1団体）

- (1) 公益財団法人横浜市体育協会

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	公益財団法人横浜市体育協会

8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者
1	安定的な経営姿勢・運営実施体制について	15点	13.0点
2	施設の平等・公平な利用の確保について	5点	4.2点
3	コンプライアンスについて	5点	4.4点
4	施設の効用の最大限発揮について	25点	21.2点
5	管理運営経費について	15点	12.6点
6	施設管理について	5点	4.4点
7	安全管理について	10点	8.6点
8	地域との協力について	15点	13.2点
9	モニタリングについて	5点	4.0点
10	その他	±10点	6.8点
合計		100点 (±10点)	92.4点

9 審査講評

(1) 指定候補者（公益財団法人横浜市体育協会）

応募は公益財団法人横浜市体育協会の1団体でしたが、第2期の安定した運営実績と、提案内容が評価されたこと、第3期の運営も問題なしとのことから、最低基準点を大きく上回った審査結果となりました。第3期が単なる第2期の延長ではなく、第2期の実績や反省を踏まえた創意工夫と運営努力が示された良い提案内容でした。

具体的には、これまでの運営による利用者増加の成果について、要因となった取組の分析が適切に行われていることが評価できます。また、新規事業として提案されている内科的・整形外科的な運動療法事業は先進的であり、現状維持にとどまらない事業内容でした。地域との連携・協力という点でも、現在スポーツセンターを利用している地域の団体から好評を得ていること、区内小学校を対象とした子どもの体力向上事業が様々な形で広がりを見せていることが評価できます。今後、高齢者が多いという金沢区の人口構成の現状把握による高齢者向けメニューの実施だけでなく、高齢者の行動パターンを分析して早朝の自主事業を検討するなど、より踏み込んだ対応を期待しています。そうすることで、スポーツセンターがさらに多くの地域の人々の交流できる場所になると思います。